

令和5年 第1回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年1月27日（金）14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 11名

会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 1番 縣 次 男
2番 二 宮 寿 徳
3番 秋 吉 一 郎
4番 高 田 英
5番 大 津 雄 司
6番 大 野 重 利
8番 江 藤 国 子
9番 安 部 義 浩
10番 麻 生 秀 昭
11番 橋 本 早 人

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ④ 非農地証明の発行について
- ⑤ 空き家に付随した農地の指定について
- ⑥ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）
- ⑦ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
- ⑧ 非農地証明の発行について

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 竹下美佳、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和5年 第1回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号1番 縣 次男委員にお願いしたいと思います。宜しく願います。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号 1件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事で承して頂きたいと思えます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2号～4号 3件)

議 長

それでは、日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案2号について議席番号6番 大野 重利委員から説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは説明をします。

挾間町来鉢ですが、渡人が高齢になってできないということで受人が売買でもらうということでもあります。

受人は農地を35000㎡程、広くやっております、機械なども揃っておりますので問題ないと思います。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

議案3号について、私(議席番号7番 坂本 成一)より説明します。

7番 坂本 成一 委員

渡人の土地を受人が買うということではありますが、受人は空き家に移住してきて下原地区で農業しながら生活しています。

ちょうど家の前の道を挟んで反対側の土地でもっと農業したいということ。

機械なんかは小さいのは持っているようですが、足りない分は近くの人に手伝ってもらって無農薬栽培なんかをやっているそうです。

別に問題ないかと思えます。

議 長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案4号について議席番号1番 縣 次男委員から説明をお願いします。

1番 縣 次男 委員

説明いたします。

申請地の畑は1枚で1町近くあります。

渡人は由布院駅の裏の方に家を建ててそちらで生活してしまして、湯布院の方で仕事をしております。80歳過ぎのお母さんがちょっと大根を植えたりはしていたんですけど、もう本人も管理ができないということ。

最初には私のところに相談に来られて、私も買おうかなと考えたりもしていたんですが、場所が受人の家の前ということで話をしてみたらぜひ買いたいということで売買の話がまとまりました。

受人は後継者もおりますし機械も持っておりますので、何も問題はないと思います。

議 長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第5号～12号 7件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案5号について、議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

市役所から阿蘇野線に入ったら右手に受人の建設会社さんがありますが、申請地の上の土地に車とかを置いています。会社が大きくなってきて車両とか職員の駐車場が欲しいということで。

申請地は近隣の人が数年前まで田んぼにしていたんですが稗とか粟とかで状態がよくなかったみたいで、その作ってた人が亡くなったあと次の人が少し作ったんですけどもう放棄したみたいで、もう田はしないということです。

近隣の同意もありますし、経営の状況も確認したところちゃんとしているようですので問題ないと思います。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

資料の4ページに計画図が付いていますが、470番1のところに幅5.12mと記載があ

るところが進入路でよろしいのでしょうか。

事務局

そこから入ると聞いてます。

4番 高田 英 委員

470番1の進入路にした残りの部分はどうなるのでしょうか。

事務局

その部分については特別何かする計画は無いので今のままかと思いますが、現状でもかなりの狭小地であります。

4番 高田 英 委員

それと、その進入路からまたぐところが水路ではないかと思うんですけど、そこは確認が取れているんですかね。

法定外公共物なので建設課の許可がいると思いますが、どうでしょうか。

事務局

工事をする際には水路をつぶすわけじゃなくて、盛土をして暗渠にすると聞いています。

3番 秋吉 一郎 委員

工事する際には占用申請が要ると思いますが、そこはどうでしょうか。

事務局

現時点で相談しているかの確認はしていませんが、工事する際には申請が出されるものだと思いますし、許可を出す際には改めて確認しておこうと思います。

占用申請は基本的に申請すれば許可は取れるものだと思います。

議長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

議長

続きまして議案6号ですが、私(議席番号7番 坂本 成一委員)より説明をします。

7番 坂本 成一 委員

申請地は4筆ぐらいに分筆されて、そのうち2筆はもう家が建っております。

今回受人が3軒目のところに家を建てたいという申請です。

特別問題はないかと思えます。

よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長
高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

ここの進入路は10ページの配置図では家の横が進入路となっていますが、9ページの字図を見ると地目が田になってまして、渡人の共有持ち分が9分の8となっていますがその先もそうなっているのでしょうか。つまり、これが全部渡人の名義であってそれを全部譲ってもらわないとここに家を建てられないかと思うんですけど、どうでしょうか。

事 務 局

9ページの字図の979番5は以前979番2の転用許可をした際に一緒に許可されています。現在979番2に前回の転用者が家を建設中で、建設中のためまだ地目は田なんですけど、工事が終われば宅地か雑種地に変わると思うんで、そのあと一部所有権移転をする形ですので、進入路として問題はないと判断しています。

4番 高田 英 委員

確認なんですけど、977番4と979番4の両方とも持分があるということでもいいでしょうか。

事 務 局

977番4は過去に4条で転用済みです。979番4も隣の家が建ったときに転用済みです。

なので、977番4、979番4、979番5がすべて転用済みでありますので、地目変更後に共有の持分登記をすることになると思います。

4番 高田 英 委員

分かりました。

議 長
他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案7号ですが、議席番号5番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

議案番号7番、説明いたします。

資料が12ページからになります。

場所は挾間町の北方地区になりまして、イオン挾間店の裏あたりであります。

今後古野から大型道路がバイパスに接続するようなところに近いようなところの申請地になります。

1000㎡を超えておりまして開発案件であります。挾間町の開発審議会を経てこちらに出てきている案件です。

実行性もありまして、離農の方もきちんとできているということで。3種農地でありましてこの近隣は開発が進んでいくのはやむなしな状況だなど思っているところ です。以上です。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案8号ですが、議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

9番安部です。

議案8号ですが、場所は篠原地区と言って大將軍神社の下ぐらいになります。

議案に贈与と書いてありますが、ここは受人の叔母さんが渡人の奥さんということで、渡人が高齢で農業ができないので受人のお父さんが庄内から田んぼを作りに来ているような状況です。その関係で土地は贈与になったとのこと です。

隣地の同意もあり特段問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

4番高田です。

19ページの配置図で、隣が渡人所有の480番1の田だと思いましたが、配置図に隣接耕作地への進入路と記載がありますが、これは身内だから使用に問題ないということ だと思いますかね。横に大きい道があるからいけないことはないかと思うんですけど。

9番 安部 義浩 委員

ここは県道沿いの土地です。

4番 高田 英 委員

ああいや、高低差とかがあるのかなと思って。

9番 安部 義浩 委員
いや、まったく高低差無いです。

4番 高田 英 委員
無いんですね。じゃあ仮にこの進入路が閉鎖されてもここの農地に入って行けるんですね？

9番 安部 義浩 委員
入れますね。道路から入れます。

4番 高田 英 委員
分かりました。
それともう一つ。倉庫兼農業用車両場とあって資料にカタログが付いてますが、これをそこに設置するということですかね。

事務局
そのように聞いています。

4番 高田 英 委員
それで、ここが500㎡を超えているんですけど、600㎡ぐらいあってもOKなんですか。それとも農家用住宅というような考え方なんでしょうか。

事務局
500㎡はあくまでも目安であって、それを1㎡でも超えたらいけないというわけではないと解釈しています。必要があれば600㎡でも700㎡でも許可することは可能だと思います。

今回においては倉庫などを設置する計画であるので、配置図などから無駄な空白部分はないと判断し、600㎡であっても大丈夫だと判断しています。

なぜ農家住宅じゃないかというのと、今回の受人は県警に勤めていて、受人が農業をやっているわけじゃなくて受人のお父さんが農業をして、ここら辺の土地を作りに来ています。なので、この倉庫もお父さんが使うトラクターとかを入れておくようになると思います。なので、本人が農業者ではないので一応農家住宅ではなく一般住宅という書き方にしています。

4番 高田 英 委員
すみません、ちょっと確認していいですか。
今言ったことは600㎡でも700㎡でもいいということを使ったと思うんですけど、800㎡でも900㎡でもいいという話ですか？

事務局
今申請者とかに一般的に説明をしているのは、一般住宅であれば500㎡が目安ですよ。ただし必要性の理由が説明できるのであれば500㎡を超えても許可できる場合がありますと説明しています。

過去にあった例としては、大工さんのような個人事業主の人で自宅の横に資材置場・車両置き場が必要だということで農家さんじゃない方に700㎡、800㎡ぐらいの宅地を転用した例はあります。一般的に、農家住宅は1000㎡まで大丈夫だという話があると思うんですけど、それは農家さんであれば農業用倉庫であるとか作業場が必要だ

という意味で、農家用住宅については1000㎡ぐらいまでは必要でしょうというのが過去の流れです。逆を言えば、農家さんであっても農業用倉庫を建てない場合は1000㎡まるっと宅地にするというのは難しいんじゃないかという判断になるということです。これについてはケースバイケースの判断になると思っていただいてもいいと思います。

もう一つ補足すると、土地の形状とかでも左右されると思います。例えば土地の中に法面がかなり含まれているような場合で700㎡ありますということであれば、法面部分は使える面積に含むことはできませんし、進入路とか作るのに面積がかなり必要だということであれば、それなりに大きな面積の宅地となる場合もありますので、一概に500㎡で足切りだという話ではないです。ケースバイケースで判断するしかないですね。

4番 高田 英 委員
ありがとうございました。

議 長
他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案9号ですが、議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、議案番号9号について説明いたします。

場所は県道小挾間大分線沿いの赤野という所で、のぞみ園という障害者施設がありますがその南側となっております。広さは1000㎡を超えてまして挾間の環境保全審議会にもかかると思うんですが、地目は畑ということで水利も全くありません。そして周囲はかなり宅地が建っておりますので申し方ないかなと思っております。

審議の方よろしくお願いします。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案10号と11号ですが、4番高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英委員 退席)

議案10号と11号については同一事業者のため一括して審議します。

それでは、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

それでは説明をいたします。

場所は庄内町西の蓑草という地区の中にあります。

まず議案10号ですが、資料の30ページから38ページにかけて関連の資料が載っております。31ページの位置図がわかりやすいかと思いますが、みの草バス停と記載があるところが国道210号線から蓑草地区への入り口です。バス停のところから入って行って右手のところとなっております。

ここは去年の7月頃だったかと思いますが農振除外の申請があったところです。12月末に農振除外が出来たということで、今回農地転用の申請となりました。

現地は、渡人の旦那さんが数年前から体調を崩して農地の方が耕作できず荒れていたような状況です。保全管理もなかなか難しい状況で猪なんかも入ってきて耕作するのはなかなか難しいような感じでした。

そんな状況で受人の法人にお願いして太陽光発電施設を作りたいということで申請がありました。

次に議案11号の方の土地ですが、資料の39ページから44ページにかけて関連の資料が載っております。10号議案の土地の手前から降りていくんですが、そこに急斜面の農地があります。かなり耕作するには厳しいような土地で現在も結構荒れています。急傾斜なのでトラクターで行くのもちょっと大変なぐらいです。ひっくり返りそうな感じで、よく作っていたなというような感じでした。そのような状況での太陽光発電の申請となっております。

排水の関係とかは、ここから下の農地も荒れ果てているような状況で排水により迷惑がかかるようなことはないと思いますので問題ないというふうに思っております。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長

それでは、議案10号と11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

3番秋吉です。

33ページの平面図、他の平面図もそうなんだけど、農地造成をしているみたいなんだけど法面がどれくらいの高さなのかがわからなくて。断面図もないからちょっとわからないんだけど、高さはどれくらいになるんですかね。

11号も同じような図面だから、一番高いところでどれくらいの高さになるかです。教えてください。

今の説明聞いたらだいたい傾斜地のようだから。

10番 麻生 秀昭 委員

10号の方の土地はわりと傾斜が緩い。11号は別府の内成みたいな感じ。

事 務 局

元々が田なので現地は法面と耕作面があるので、今回はその耕作面を利用してパネ

ルを設置するため新たに切土盛土するわけではないとのこと。なので、既存の法面の勾配とかが維持される形なので非常に高いわけではないとのこと。

3番 秋吉 一郎 委員
分かりました。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員
ありがとうございました。

議 長

続きまして議案12号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

挾間町古野、小挾間大分線沿いの医大の近くになります。

周辺はもう住宅が建て込んでおりまして、県道より10mぐらい低い土地になるんですが、7300㎡を21区画に分譲するという説明がありました。環境保全審議会でもかなり審議したんですが、図面などからして問題ないだろうということで審議会も終わっております。

周辺の状況から見ても問題ないだろうと思い、私も判をつきました。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案12号につきまして、質問がある方はお願いします。

じゃあ私からいいでしょうか。

これだけの家を建てるのに排水・下水等の処理については問題ありませんか。

6番 大野 重利 委員

今言ったように、環境審議会で練って練って練り上げて、排水などは近隣に問題ないだろうということで環境審議会の承諾を得ているところです。

議 長

環境審議委員も認めているということで問題ないということですね。

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「非農地証明についての審議」

(議案第13号～17号 5件)

議 長

続きまして、日程第4 非農地法証明の発行について5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 非農地法証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

議案13号から16号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

4番高田です。

58ページの図面の中で、今回申請している土地と隣接しているもの、例えば305番2とか310番1。これらは地目が田になっていますけど現実的にはほとんど雑種地とかになっていると思うんですけど。今回の申請はどなたかがまとめて申請に来られたんじゃないのかなと思うんですが、こういう土地をこのまま放っておくとよくないと思うんですが、どうでしょうか。何か指導するなりした方がいいんじゃないんでしょうか。

事 務 局

今回の経過についてですけど、マルミヤストアなんですけど前身のウェルマートの時に農地転用許可は確実に取っているんですね。旧挾間町時代、平成5年の頃だったかと思いますが、許可は取っています。ただ、通常過去に許可が下りたものの許可証はすべて事務局に控えがあるんですが、ウェルマートの分の許可証の控えが残っていないんです。おそらく別件で別ファイルに閉じていてそれがどこかに行ったためだと思うんですけど。

通常、許可がされている土地の非農地証明については事務局判断で総会にかけずに発行しているんですけど、今回は許可証が確認できない状況により間違いなく許可が出てるんですけど総会で審議する形で出してもらったという流れになっています。

そもそもの今回非農地証明が出てきた経過としては、マルミヤストアが酒税法の関係で建物が建っている土地が違反転用じゃないという確認が必要になり、マルミヤス

トアの方が相談に来られました。マルミヤストアは土地を所有しているわけじゃなく
てかりて営業していますので、土地の所有権はそれぞれの地権者のままになっていま
す。それで、今回マルミヤストアが違反転用でないか確認する必要があるのは建物が
かぶっている土地なので資料57ページの航空写真で赤枠をしている土地だけという
ことになります。

先ほど高田委員が言われた土地についても当然許可が出ているんですけど、そこに
ついて今回非農地証明願を出してくださいと強制する力はもちろんないんです。なの
で、今回はそこも一緒に申請してくださいというのは言っていないし、今後出してくだ
さいという指導も正直厳しいなと思うんですが、非農地証明を渡す際に今回やってお
いた方がいいですよと言うだけは言ってみようと思います。ただし、マルミヤストア
さんはさっき言ったみたいにこの地権者ではないので、それぞれの地権者に伝えて
もらう話になるので多分今後出てくることはないと思いますけど。

4番 高田 英 委員
わかりました。

議 長
他に質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して
良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして議案17号について質疑を求めたいと思います。質問はございませ
んか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して
良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第5 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案第18号 1件)

議 長

日程第5 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお
願いします。

事 務 局

日程第5 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明。

すみません、事務局から補足説明がちょっとあるんですが、今回申請地が19筆ありま
すがその中で3筆ほど農地として利用することが出来ないような土地が含まれておりました。

資料の71ページに載っている土地ですが1518番、1519番というのがありますが、すでに非農地証明が出せるぐらい荒廃しており、これについては農地に復元することはできないだろうと判断しました。

空き家付随農地については、基本的に指定後3条許可申請するものですので3条許可できないような土地については指定するべきではないと考えておりますので、この土地についてはこの後審議する際に除外して審議していただきたいと思っております。

それともう一つが2259番3の畑なんですが、これは市の課税台帳上現確不能地になっておりまして、現地確認ができない土地、字図上存在しない土地になっていました。土地の場所が確認できない、道路とかに取り込まれてしまっていることが多いんですが、なので3条許可もできない土地となっております。

よって、これらの3筆については議案書に載っていますが除外していただいて、他の土地について指定するか審議いただくということでお願いいたします。分かりにくい説明になってしまい申し訳ありません。

議

長

議案18号について、質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、事務局から説明のあったように1518番、1519番、2259番3の3筆を除いた17筆を指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、空き家の付随農地として指定する事に致します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第19号～25号 7件)

議

長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議

長

それでは、議案19号から23号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思っております。ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、これらの案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案24号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案25号からは新規の案件です。
質問はありませんか。

(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」
(議案第41号～43号 2件)

議 長
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分) 2件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議 長
それでは、議案26号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、議案26号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案27号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、議案27号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第8 「非農地証明についての審議（追加議案）」
(議案第28号 1件)

議 長
続きまして、本日事務局から追加議案が出ております。非農地法証明の発行についてとのことです。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第8 非農地法証明の発行について（追加議案）、議案朗読説明。

議

長

議案28号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

（ありません）

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。